

知財の困った! にお答えします (全12回)

～東京都知的財産総合センターの相談現場から～

『第9回 特許』 ～特許なの? 実用新案なの?～

【相談内容】

当社は、文房具用品を製造・販売しています。当社製品のひとつである筆記具に、新しいアイデアを取り入れ、改良しました。この改良について何らかの知的財産権を取得したいと考えています。

特許と実用新案があるようですが、どちらで出願した方がよいのでしょうか。

【お答え】

特許、実用新案のどちらを選択して出願するか決めるに当たって、特許制度と実用新案制度との違いを、まず以下の比較表を参考に確認して見ましょう。

	特 許	実 用 新 案
① 保 護 対 象	自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なもの。(発明)	特許に比べ、高度でなくてよい。(小発明) 物品の形状、構造の考案
② 権利存続期間	出願から20年	出願から10年
③ 実 体 審 査	審査請求(出願から3年以内)により、実体審査。	なし。方式審査後半年程で登録。
権 利 行 使	登録から権利行使可能。	技術評価書が必要。
④ 出願から登録までの特許庁費用(最低必要費用)	224,800円	20,600円

① 保護対象について、実用新案で保護されるものは特許でも保護されます。従って、筆記具の改良発明は、特許、実用新案のどちらでも出願できます。

② 権利の存続期間は、20年と10年との差があるので、ライフサイクルの長い製品であれば特許で出願し、ライフサイクルの短い製品であれば特許、実用新案のどちらでもよいでしょう。筆記具については、筆記具のライフサイクルを検討して決めるのがよいでしょう。

③ 特許は実体審査を経て登録されるので、登録に時間がかかりますが権利が安定しており、他社の製造・販売を禁止する等の強い権利行使が可能です。一方、実用新案は無審査で登録されるので、早期に登録されますが、特許に比べて権利の安定性に欠け、権利行使にあたっては、特許庁から「新規性等を否定する先行技術文献等を発見できない」との技術評価書を入手する必要があります。そのため、筆記具の出願が、権利行使することを主目的とするものであれば特許の方がよく、宣伝および他社牽制を主目的とするものであれば実用新案でもよいでしょう。

④ 特許庁費用について、実用新案は特許の1/10程度です。費用面を考慮するならば実用新案がよいでしょう。

以上のことを総合的に検討し、どちらで出願するかは企業の方針にも関係することですので、出願人本人が決定することになります。

特許か実用新案かはケースバイケースですので、アイデアが出た時には下記窓口へご相談ください。

担当 知的財産活用推進員
石根 國博



知財のよろず相談を専門家集団(相談員・弁理士・弁護士)がサポート!

中小企業の皆さまの知的財産に関するご相談は東京都知的財産総合センターまで。

問い合わせ先

無料・予約制 TEL03-3832-3656

公社トップページ → メニュー一覧 知的財産 → 東京都知的財産総合センター